

1 計画の趣旨等

計画策定の趣旨	○ 本道の自殺者数は近年減少傾向にあるが、依然として年間 900 人余りの方が自ら命を絶っている。 ○ 平成 29 年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指した施策を具体的に推進するため策定
計画の位置づけ	○ 自殺対策基本法第13条(都道府県自殺対策計画等)に基づき策定 ○ 「北海道総合計画」の特定分野別計画であり、「北海道医療計画」の「行動計画」として策定
北海道における自殺の現状	○ 自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は全国を上回る。男性 7 割・女性 3 割の状況が続いている。 ○ 20 代、30 代、50 代及び 80 代以上で全体の5割以上を占める。50 代が最も高い割合だが近年減少傾向 ○ 20～39 歳の各年代において自殺が死因の第1位 ○ 地域により自殺死亡率に開きが見られ、最も高い二次医療圏は、最も低い医療圏と比べ 1.7 倍
自殺対策の基本認識	○ 自殺はその多くが追い込まれた末の死 ○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている ○ 全国的なPDCAサイクルを通じた対策の推進
自殺対策の基本方針	○ 生きることの包括的な支援として推進する ○ 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ○ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる ○ 実践と啓発を両輪として推進する ○ 役割の明確化と連携・協同の推進
計画の期間	○ 平成30年度から平成34年度までの5年間
計画策定のポイント	○ 地域の特性に応じた効果的かつ総合的な取組の推進 ○ 地域間の取組格差を是正するための対策を推進 ○ 若年者による自殺及び勤務問題による自殺対策の最重点化 ○ 数値目標の設定

2 当面の重点施策

(1) 道民一人ひとりの気づきと見守りを促す	①自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発事業等の実施、②児童生徒に対する自殺予防に向けた教育の実施 ③うつ病等についての普及啓発の推進
(2) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	①様々な分野でのゲートキーパーの養成、②かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ③大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進、④教職員に対する普及啓発等の実施、 ⑤地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上、⑥民生委員・児童委員や介護関係者等への研修の実施、 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上、⑧自殺対策従事者等の資質向上及び心のケア、⑨家族や知人等を含めた支援者への支援
(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の促進、②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備、④大規模災害における被災者の心のケアの推進
(4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	①かかりつけの医師等の資質の向上と精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上、②うつ病スクリーニングの実施、 ③うつ病以外の精神疾患によるハイリスク者対策の推進、④がん患者等に対する支援
(5) 社会全体の自殺リスクを低下させる	①地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の発信 ②多重債務に関する相談体制の整備と普及啓発及びセーフティネット融資の充実、③失業者等に対する相談窓口の充実等 ④経営者に対する相談事業の実施等、⑤法的問題解決のための情報提供の充実、⑥危険な場所、薬品等の規制等 ⑦妊産婦への支援の充実、⑧報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知
(6) 地域の支援体制を整備し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	①地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備、②医療機関等における診療体制の充実、 ③医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化、④自殺未遂者やその家族等に対する支援
(7) 遺された人への支援を充実する	①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援、②遺族支援のための関係者研修等の実施、③学校、職場での事後対応の促進
(8) 民間団体との連携を強化する	①地域における連携体制の確立、②民間団体の相談事業に対する支援、③民間団体の活動の把握と連携
(9) 地域の特性に応じた対策を推進する	①地域の実態把握と情報提供体制の充実、②市町村に対する自殺対策計画の策定や実践的な取組への支援、 ③二次医療圏ごとに重点施策を定めて対策を推進、④地域ごとの取組の格差を是正するための対策の推進
(10) 子ども・若者の自殺対策を推進する	①いじめを苦にした子どもの自殺の予防、②学生・生徒等への支援の充実、③SOSの出し方に関する教育の推進 ④子どもへの支援の充実、⑤若者への支援の充実
(11) 勤務問題による自殺対策を推進する	①長時間労働の是正、②ハラスメント防止対策

3 数値目標

	平成19年	平成28年	平成39年【目標値】
自殺死亡率(人口10万対)	26.3	17.5	12.1以下
自殺者数(人)	1,462	930	600以下
(参考指標)	自損行為による救急出動数(件)	4,358	2,804
			1,950以下

(厚生労働省人口動態調査、消防白書)

4 計画の推進

連携体制	○ 関係機関・団体からなる「北海道自殺対策連絡会議」における道全体の施策の総合的な展開に向けた協議 ○ 各保健所に設置した「自殺対策地域連絡会議」の開催による地域レベルでの連携体制の確保 ○ 自殺対策関係部局による「自殺対策庁内連絡会議」の開催による施策・事業の展開に向けた協議
推進体制	○ 「北海道自殺対策連絡会議」において自殺の動向を報告するとともに、PDCAサイクルに基づく、自殺対策の検証・評価及び次年度以降の取組への反映を図る。